

令和 5 年

国見町議会会議録

第 6 回 臨時会

令和 5 年 10 月 31 日開会

令和 5 年 10 月 31 日閉会

国 見 町 議 会

令和5年第6回（10月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（10月31日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案の上程（議案第55号～議案第61号）	6
町長提案理由の説明	6
議案第55号 工事請負契約の締結について	6
議案第56号 物品の譲与について	8
議案第57号 物品の譲与について	8
議案第58号 物品の譲与について	8
議案第59号 物品の譲与について	8
議案第60号 物品の譲与について	8
議案第61号 物品の譲与について	8
発議第7号 高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を設置する決議	14
町長挨拶	16
閉議及び閉会の宣告	16

国見町告示第61号

令和5年第6回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年10月25日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和5年10月31日
2. 場 所 国見町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 工事請負契約の締結について
 - (2) 物品の譲与について
 - (3) 物品の譲与について
 - (4) 物品の譲与について
 - (5) 物品の譲与について
 - (6) 物品の譲与について
 - (7) 物品の譲与について
 - (8) 高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を設置する決議

応招不応招議員

・ 応招議員（10名）

1番 佐藤多真恵君	3番 佐藤 孝君	4番 （欠番）
5番 蒲倉 孝君	6番 八巻喜治郎君	7番 宍戸武志君
8番 山崎健吉君	9番 （欠番）	10番 小林聖治君
11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君	13番 （欠番）
14番 佐藤定男君		

・ 不応招議員（1名）

2番 菊地勝芳君

令和5年第6回国見町議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年10月31日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第56号 物品の譲与について
- 第 6 議案第57号 物品の譲与について
- 第 7 議案第58号 物品の譲与について
- 第 8 議案第59号 物品の譲与について
- 第 9 議案第60号 物品の譲与について
- 第10 議案第61号 物品の譲与について
- 第11 発議第 7号 高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を設置する
決議

・出席議員（10名）

1番	佐藤多真恵君	3番	佐藤孝君	4番	（欠番）
5番	蒲倉孝君	6番	八巻喜治郎君	7番	穴戸武志君
8番	山崎健吉君	9番	（欠番）	10番	小林聖治君
11番	渡辺勝弘君	12番	松浦常雄君	13番	（欠番）
14番	佐藤定男君				

・欠席議員（1名）

2番 菊地勝芳君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	佐藤温史君
福祉課長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
建設課長	村上幸平君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長	安藤充輝君	教育総務課長	大勝晴美君
教育施設課長	中條伸喜君	生涯学習課長	小野笑子君
監査委員 事務局長	実沢隆之君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	澁谷康弘君	書記	榊英則君
書記	八島章君	書記	木村恒夫君
書記	石澤廣君		

◇開会の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回国見町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、菊地勝芳議員より、病氣療養のため本日の臨時会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（佐藤定男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番八巻喜治郎君及び7番宍戸武志君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（佐藤定男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本議会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和5年第5回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案7件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（議案第55号～議案第61号）

議長（佐藤定男君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（佐藤定男君） 町長より提出理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和5年第6回国見町議会臨時会を招集したところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会には、当面する緊急で重要な案件を提案しました。

それでは、本臨時会に提出した議案について、その概要を申し上げます。

議案第55号「工事請負契約の締結について」は、防災行政無線の更新について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第56号から議案第61号までの「物品の譲与について」のそれぞれ6件は、高規格救急自動車6台を譲与することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の主旨を申し上げましたが、議案の内容は、審議に先立ち関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇議案第55号 工事請負契約の締結について

議長（佐藤定男君） 日程第4、議案第55号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 議案第55号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 住民防災課長にお尋ねします。

今回のデジタル無線の更新ということで、内容がちょっと分かりづらいというか、この工事の中身と、その工事によって町民が持っている各地の防災無線との兼ね合いがどのように変わるのか、そして、町民にとってどういうふうに変わっていくのか。ちょっとその辺の工事の中身についてお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

本更新工事につきましては、これまでの機材は、運用を平成23年3月から開始し

ておりました、12年経過しております。これに伴いまして、耐用年数の経過により部材の確保等が難しく、さらには、障害リスクが出る場合など、施設の整備安定のために今回更新工事を行うものでございます。

その更新の中身としましては、放送に際しましての操作卓、さらには、表示盤、電源関係、そして、無線方式を一部変更しますので、それに伴う送受信装置の新設ということになりますが、町民の皆様には配布してあります戸別受信機については、そのまま使えるように進めていくところでございます。

よって、町民の皆様については、これまでどおり戸別受信機で受信できるということになりますが、基本的には、親機について更新をするというのが今回の工事の趣旨でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 今、渡辺議員から質問のあった件と同じことになるかもしれませんが、合同常任委員会でも質問させていただきました。また、タウンミーティングでも質問させていただきました。

今、戸別無線機の機器、お話がありましたが、タウンミーティングのときは、電波の入りにくい、入らない地区、ここからの要望があれば、その無線方式が変わったものに交換していただけると伺ったんですが、間違いないでしょうか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

今回、工事のほうの関係で発注しているものにつきましては、あくまでも基幹的な部分だけでございますので、その放送システム変調方式の変更に伴うものにつきましては、以後、これから考えるというようなことでございます。今回の工事については、あくまでも基幹部分だというようなことでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

今回の工事の契約については、基地局、あとは拡声機等々で了解しましたが、今後、では検討はしていただけるんですね。要望を出す準備もあるので。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

これまで、屋外拡声器の拡張並びに戸別受信機の更新等についての要望をいただきましたので、今後の課題とさせていただきますと思います。

答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） では、その入りにくい地区の方々に要望を出させていただいて、検討いただくという形でよろしいですね。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） そのように考えております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第56号 物品の譲与について

◇議案第57号 物品の譲与について

◇議案第58号 物品の譲与について

◇議案第59号 物品の譲与について

◇議案第60号 物品の譲与について

◇議案第61号 物品の譲与について

議長（佐藤定男君） おはかりいたします。

日程第5、議案第56号から日程第10、議案第61号は、物品譲与の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第61号を一括議題と決しました。

日程第5、議案第56号「物品の譲与について」、日程第6、議案第57号「物品の譲与について」、日程第7、議案第58号「物品の譲与について」、日程第8、議案第59号「物品の譲与について」、日程第9、議案第60号「物品の譲与について」、日程第10、議案第61号「物品の譲与について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第56号から61号についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

小林聖治君。

10番（小林聖治君） 議案第56号から61号までの議案の関連質問でございますが、9月議会で、3台の高規格救急車の譲与を賛成多数で議決いたしました。その後、救

急車の譲与は済んでいるのでしょうか。譲与が済んでいるなら、それはいつでしょうか。もし、いまだに譲与が済んでいないのなら、その理由は何でしょうか。質問いたします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 質問にお答えいたします。

まず、9月議会で、3台の救急車の譲与についてご議決をいただきました。

羊蹄山ろく消防組合につきましては、現在、消防組合に配備しているということで、譲与については終わっているというような状況でございます。こちらについては、9月に持っていきまして、その後、整備をいたしまして、10月には配置は完了したという報告を受けております。

続きまして、ほかの2台、藤田総合病院及び川俣済生会病院につきましては、現在、救急車の外装の整備を行っているというような状況で、受入れ態勢については整っているところなのですが、車両について、今整備中ということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。

それで、これ基本的なことなのですが、譲与先との譲与契約、もちろん取り交わしているのでしょうか。よろしくお願いします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

契約は結んでおります。仮契約ということで結ばさせていただきました、議決をいただいた後に本契約ということで、現在、3つの団体につきましては本契約ということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 9月議会で私の質問にお答えしていただいたんですが、この長期間、今夏の炎天下の劣悪な環境で野ざらし保管したせいで、バッテリーが上がってエンジン始動ができない車両がありましたけれども、現在はその車両はどうなっていますか。どういう対策を取りましたか。併せてお聞きします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

バッテリーの不具合は発生しているところでございます。最初にバッテリーの関係でございますが、今までの契約でございますけれども、1か月に1回から2回の始動と整備、点検をお願いしていたところでございますが、それではちょっと足りないということになりまして、現在交渉中ということなんですけれども、最低でも週1回の始動、点検を行うということで、変更契約を、今検討しているというような状況でございます。

お質いただきました場所につきましてでございます。

今、11月中に場所の変更を予定しているということになっております。部外者が入れない、防犯カメラが設置された場所にちょっと移動させるということで、今段取りをしているというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

4回目ですので。上がりでお願いします。

10番（小林聖治君） 今回の6件の譲与先なんですけれども、北のほうから見ると、岩手県が2台、宮城県が1台、茨城県が2台、そして、四国の徳島県が1台ですか。これ、町民の大切な財産である高規格救急車の譲与先への車両の輸送費用は誰が負担するのでしょうか。町で負担するのか、救急車両の譲与先で負担するのか、それとも、車両保管を依頼しているネイチャーなのか、車両開発業者ベルリングが負担するのか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

輸送費用については、基本的にはベルリングのほうで負担するというところで交渉し、内諾を得ているというような状況でございます。

なお、羊蹄山ろく、いわゆるニセコ町の関係で北海道に持って行った際については、輸送費はかからなかった、町の負担はなかったということで、ベルリングが全額負担したというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） これまでの説明は、基本的に県内、その次に、東日本大震災で被災した関係する都道府県、こういう説明だったんです。今回の第60号で、徳島県の消防組合に譲与をするという提案であります。経過についてお答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、譲与先の優先順位につきましては、まず県内の消防組合ということで打診をさせていただきました。また、町内の病院でございます。あと、災害応援協定を結んでいる市町村について寄附の打診をさせていただいたということになります。

県内の消防組合に打診はしたんですが、譲与については必要ないという返答をいただきましたので、その後、近隣県の71消防組合に打診を行ったというようなことでございます。

同じ時期にホームページに掲載しまして募集を行ったというような形でございます。それによりまして、徳島県から打診をいただいたというような形になっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 私、前々から言っておりますように、この無償貸与、財務規則に基

づいた貸出しがなぜできないのかと繰り返し聞いておりました。いろいろ見方、考え方あると思います。ただ、何のご縁もないところに、優先的といいますか、最初に、これ2回目ですけれども、2回目に譲与すると。これがちょっと私、理解、今できておりません。

前の町の説明ですと、無償貸与をする場合は、どうしても町の負担が出てくると、こういうことをおっしゃっておりました。私は、契約でそれはある程度解決できるのではないかという意見を申し上げたこともありました。それで、そのお金のことを言えば、町の負担がかかるのは、多分僅かだと思うのです。税金の車両重量税であるとか、あるいは、車検だとか。ただ、よく考えれば、4億円以上の金を使って、つぎ込んで開発した救急車なわけです。これは、今小林議員もおっしゃったように、町民全員の財産ですから、そのことを考えれば、比較できないわけです。無償貸与で起こり得る経費負担と、4億3000万円近くのお金をつぎ込んだお金の比較はできないわけです。

そこで、もう1回聞きます。

なぜ貸与という選択肢を捨てたのか。お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町が所有しまして無償貸与を行う場合、契約の仕方ということでお質しいただきましたとおり、車両維持、管理する費用、車両の修繕、保険の負担、また、事故の対応などが発生すると、新たな費用が発生するのかなと考えております。町で貸与を行った場合ですと、やはり12台全て貸与を行ったという場合ですと、膨大な、それ相当の事務量が発生するのかなと考えていたところでございます。

また、5年ないし8年たって償却が終了したといった場合に、それぞれの貸与したところで艤装を行っておりますが、それを引き上げる場合、最終的には、やはり譲与という形になると考えていたところもございます。

よって、今回の12台の救急車につきましては、内部で協議いたしまして、譲与というような形が適正であろうと判断したというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 私は、提案されたときに町長は、やっぱり国見町のイメージを上げる、PRするためにこれをつくるんだと、こういうお話だったのですけれども、今回、もうさんざんやったのですけれども、全てに、国見町から頂いたというステッカーとか、国見から頂きました、譲与されましたというものを皆さんに、ボディーに書くということを義務づけているのか、ちょっとお答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

贈国見町とか、そういう外装の記入については、一応義務づけはしておりません。

そこは可能な部分ではあるとは、ベルリングには確認はしているところです。艤装については、町、譲与を受けたところでいろんな艤装がございますので、交渉というか、町のほうではちょっと希望していないというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎君。

8番（山崎健吉君） 先ほど言ったように、国見町が堂々と譲与するわけですから、ぜひその中に国見町から頂いたというものを表していただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

小林聖治君。

10番（小林聖治君） 今回の高規格救急車の譲与につきましては……

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

前回でかなり回数オーバーしていますので。

10番（小林聖治君） 3回まで。1間につき3回まででは。

議長（佐藤定男君） 前回4回やったのです。

10番（小林聖治君） もう終わりですか。

議長（佐藤定男君） はい。お控えください。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 私は、第56号から61号までの6議案に反対の立場で討論をいたします。

今の質疑、それから、これまでの質疑で述べたように、この国見町全町民の財産である4億円以上の公金を投入して製造した救急車、これ事実上財産を放棄する形で譲与することを、私はいまだに理解することができません。繰り返し申し上げますが、なぜ無償で貸し出す、無償貸与ができないのか、納得の答弁がないのが、私としては残念でありません。12台の救急車は、あくまで全町民の財産だと、このことを改めて申し上げたいと思ひます。

無償貸与は、町が所有者であり、それこそ使い勝手の報告書を課す、その報告義務を課すことも可能であります。町が言う高規格救急自動車開発に私は役立っていくと、このように理解をしております。

そもそもこの政策の進め方に不十分さ、不透明さ、疑問があることは、監査委員の指摘でも明らかでありますし、議会での追及に対しても納得する回答がないのが現状で、ある意味、疑惑や疑念が深まって行政の混乱は続いていると、こういう状況だと私は思っております。町が犯した失政の責任を明らかにせず、受注者、ワンテプルの不適切発言によって、救急車開発事業が頓挫したかのような失政の延長線に、こ

の譲与案があるように思えてなりません。

私は、無償貸与、無償で貸し出す方針に転換することを改めて申し上げて、反対討論とします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

宍戸武志議員。

7番（宍戸武志君） 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。前回は賛成をいたしました。

この案件は、無償による譲渡が決定されております。今、何がこの案件でベストかと申しますと、現実に戻りまして、私は、救急車を1日も早く望まれる場所で、救急車が人命救助等で活躍、貢献できることを切に望みます。国見町町民も同様と思います。

残り3台も1日も早く活躍の場が決定し、その地域に貢献できることを願っております。

賛成の立場から述べさせていただきました。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（佐藤定男君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり決することといたしました。

これから議案第57号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（佐藤定男君） 起立多数です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

これから第58号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（佐藤定男君） 起立多数です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（佐藤定男君） 起立多数です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(佐藤定男君) 起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長(佐藤定男君) 起立多数です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇発議第7号 高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を設置する
決議

議長(佐藤定男君) 日程第11、発議第7号「高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を設置する決議」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

なお、決議文本文は省略いたします。朗読。

(書記 発議第7号を朗読)

議長(佐藤定男君) 提出者から説明を求めます。

3番佐藤 孝君。

3番(佐藤 孝君) ただいま上程されました高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を設置する決議案についてご説明申し上げます。

この問題は、国見町第6次総合計画にも、総務省内閣府に提出をした地域再生計画にも具体的記載のない中、災害救急車両の製造、開発にあってほしいとの趣旨で4億3000万円余の企業版ふるさと納税が行われ、町は、それを原資として高規格救急自動車開発事業を進めてまいりました。

昨年9月には、新しい産業と雇用を創出をすることで高規格救急自動車開発に関する補正予算が提案をされ、リース事業をめぐり多くの議論が交わされた後、補正案は可決されました。12月には、公募型プロポーザルを経て、1社のみ応募した株式会社ワンテーブルが受託することになりましたが、発注から納品までの期間があまりにも短期間に設定をされ、かつ、特定業者の救急車の特徴がちりばめられた仕様書になっていたなど、不自然で不透明な経過をたどってきたことが明らかになっています。

とりわけ受注者選定までの過程において、官民共創コンソーシアム事務局を担うワンテーブルが、自らが受託できるよう、下請企業であるベルリング社の協力を得ながら仕様書作成に参画、誘導したのではないかと疑念が浮上してまいりました。

また、ほとんどの自治体が競争入札で発注をしていますが、今回、国見町は公募型プロポーザルを採用しました。なぜ競争入札でなくプロポーザルなのか、なぜ動産の製造や取得の契約ではなくて、議会審議の必要のない委託契約なのか。これらの点も納得できる説明はありません。

さきの9月議会では、監査委員により、進め方が乱暴である、今回のプロポーザル

は受託者に有利に働いて公平性に欠ける、公金を町民のために執行する義務と責任を果たせておらず、責任は重いとの厳しい指摘もされております。

また、この問題で町が設置をした外部有識者の第三者委員会は、3名の委員のうち、既に2名が3か月余りで辞任するなど、町の対応は混迷を極めています。

議会では、本会議における問題点の解明と同時並行して、総務文教と産業建設両委員会合同の委員会を3回にわたり開催をしながら、集中した審議を行ってまいりました。しかしながら、議会が求める資料は、廃棄をしたなどとして提出された資料はほとんどなくて、問題の解明には至っていないのが現状であります。

今回の決議は、計画は妥当だったのか、事務事業の進め方に問題はなかったのか、公平公正な業者選定がなされたのか、一部業者によって行政執行がゆがめられた事実はないのかなど、これまで解明されなかった事実関係を、本特別委員会を通じて解明をしたいとするものであります。

議会は、全町民の財産である税金、そして、公金が適正に執行されたかを基本に、町民が知るべき真実を明らかにし、失墜した行政に対する信頼と信用を回復するため、その責任を果たしたいと思っております。

以上、決議案に対し全議員の賛同を最後に申し上げて、提案理由の説明に代えます。
議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（佐藤定男君） 起立多数です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 委員の選任のため、暫時休議いたします。

（午前10時41分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前10時42分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） おはかりいたします。

ただいま設置されました高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会の委員

については、委員会条例第5条第2項の規定により、お手許に配付した資料のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会の委員は、お手許に配付した名簿のとおり選任することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 暫時休議をいたします。

(午前10時43分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午前10時49分)

◇ ◇ ◇

議長(佐藤定男君) 高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

特別委員会での互選の結果、委員長に佐藤孝君、副委員長に小林聖治君が当選した旨、議長宛てに報告がありましたのでご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(佐藤定男君) 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長よりご挨拶があります。町長。

町長(引地真君) 令和5年第6回国見町議会臨時会の閉会にあたり、ご挨拶します。

提案した議案は、原案のとおり議決いただいたことに感謝します。また、議案審議の過程で出された意見、それと併せて決議、これについては執行部は真摯に受け止め、その責任において対応することとします。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉向上のために取り組まれ、ご理解くださるようお願いし、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(佐藤定男君) 午前11時より高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。

これをもって本日の会議を閉じます。

令和5年第6回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

(午前10時51分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月31日

国見町議会 議長 佐藤 定男

同 署名議員 八巻 喜治郎

同 署名議員 宍戸 武志